資　料　１

# NPO活動へのオンライン導入等支援事業

## 企画コンペ実施要領

令和４年６月

岩　　手　　県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ＮＰＯ活動へのオンライン導入等支援事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

## Ⅰ　事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けずに活動や事業が行えるよう、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示す「新しい生活様式」に対応し、オンラインによる活動を取り入れようとする県内のＮＰＯ等（※）の支援を行うため、本事業を実施します。

※　ＮＰＯ等（ＮＰＯ法人、ボランティア団体、一般社団法人などの民間非営利組織）

## Ⅱ　事業の概要

### １　事業名

ＮＰＯ活動へのオンライン導入等支援事業

### ２　事業内容

NPO活動交流センター及び県内各地域の中間支援NPOと連携し、NPO等の「新しい生活様式」に対応した活動への転換支援を行うことについて、受託者を募集します。事業の詳細は別添「ＮＰＯ活動へのオンライン導入等支援事業仕様書」を参照願います。

### ３　委託期間

契約締結の日（**令和４年８月上旬を予定**）**から令和５年３月15日まで**とします。

なお、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがあります。

### ４　委託料の上限額

**2,786千円（税込み）**

なお、見積りに当たっては、消費税及び地方消費税の税率に相当する率を10％として算定すること。

## Ⅲ　参加要件

参加者は、次に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

**【参加資格の要件】**

１　参加者は、原則として岩手県内に事務所を有し、かつ岩手県内を中心に事業・活動を行っている単独の法人その他の団体又は左記２者以上で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。なお、岩手県外に事務所を有する法人等がグループ構成員に加わり、岩手県内の法人等と連携して応募参加することは可能

とする。
2　参加者が、特定非営利活動法人の場合は、岩手県内に事務所を有し、特定非営利活動促進法第２条第１項に定める別表の19「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に該当する活動を行う特定非営利法人であること。また、その特定非営利活動法人は、同法第29条による事業報告書等の提出を遅滞なく行っていること。
3　参加者がグループを含む任意団体の場合は、宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではなく、かつ、特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
4　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
5　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
6　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。また、次の⑴～⑸のとおり。
⑴　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
⑵　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
⑶　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。
⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
※　なお、県は、事業所の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
7　企画提案書等の書類の提出の日から受託者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
8　７までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月

９日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年６月６日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

９　当業務の遂行に当たり、県の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができること。

## Ⅳ　実施要領等の交付及び質問の受付について

**１　担当課**

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（「Ⅷ　問合せ先」参照）

**２　実施要領の交付**

企画コンペに関する下記の実施要領について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※　トップページ（https://www.pref.iwate.jp/）＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞コンペ＞コンペ参加者募集情報

【交付資料】

⑴　企画コンペ実施要領（本書）

⑵　ＮＰＯ活動へのオンライン導入等支援事業　仕様書

⑶　企画コンペ審査要領

**３　実施要領等に関する質問の受付・回答の公表**

**⑴　受付期間**

令和４年６月10日（金）～６月24日（金）

**⑵　質問事項の提出**

【別紙】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

**⑶　受付場所**

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（連絡先は「Ⅷ　問合せ先」を参照）

**⑷　回答**

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、ホームページにて公表します。

○　岩手県ホームページ

https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/index.html

**４　説明会の開催**

本事業に係る説明会は、開催しません。

## Ⅴ　企画提案書の提出

**１　締切**

令和４年６月30日（木）必着　※持参の場合は午後５時必着

**２　提出書類**

次の書類を各３部（正本１部、写し２部）提出してください。

また、参加者がグループの場合は、企画提案書に企画コンペ参加に係る対応窓口として、グループの代表となる法人等の名称を明記してください。さらに、(6)から(10)についてはグループを構成する法人等の分も提出してください。

⑴ 「ＮＰＯ活動へのオンライン導入等支援事業」企画提案書（様式１）
⑵ 企画の全体イメージや具体的な実施方法、実施スケジュール（様式１－１）
⑶ ＮＰＯ等への伴走型支援　企画提案書（様式１－２）
⑷ 見積書（様式２）
⑸ 事業に関わるスタッフ一覧（様式３）
⑹ 組織等に関する調書（様式４）
⑺ 現年度の事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）（様式５）
⑻ 役員名簿（様式６）
⑼ 宣誓書（様式７）
⑽ その他、法人等の事業状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）

**３　提出方法**

持参又は「簡易書留」で郵送してください。
（電子メール及びＦＡＸでは、受け付けません。）

**４　提出先**

岩手県環境生活部若者女性協働推進室（「Ⅷ　問合せ先」参照）

**５　参加に際しての留意事項**

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

① 参加資格を有しない者から提出があった場合。
② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合。
④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
⑤ 本要項に違反すると認められる場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽易なものを除く。）なお、提出書類は返却しません。

(3) 費用負担

参加に要する経費等は、参加者の負担とします。

(4) その他

参加者は、企画提案書の提出をもって、参加意思を確認したものとします。

## Ⅵ　受託者の選定方法

本事業の受託者の選定に当たっては、提出書類の審査のほか、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力を総合的に評価して、受託者を選定します。

## １　選定の機関

参加者の企画提案の選考は、「企画コンペ審査要領」に基づき、企画提案選考委員会で行います。

## ２　審査事項

参加者の企画提案書、組織に関する調書、見積書及び関係書類に基づき、書面審査により下記の選定基準について評価、得点化し、選考委員会で審議します。

⑴　企画提案内容が的確であること。
⑵　事業を実施することによる効果が期待されること。
⑶　事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
⑷　事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。
⑸　県及び関係機関と連携する体制が構築されていること。
⑹　その他特に優れた点があること。

## ３　審査委員会の開催

令和４年７月上旬～７月中旬の間（予定）

## ４　審査結果の通知及び公表

(1)　審査結果は、受託者を内定後、速やかに応募者に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。
(2)　審査結果は、県公式ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表します。

## ５　選定スケジュール（予定）

公募及び選定は、次の日程で行います。

| 項　　目 | 日程（予定） |
|---|---|
| ①　実施要領（本書）公表 | ６月10日（金） |
| ②　企画提案書の受付締切 | ６月30日（木）持参の場合午後５時必着 |
| ③　企画提案に係る審査委員会の開催 | ７月上旬～７月中旬（調整中） |
| ④　審査結果の公表・受託者の決定 | ７月中旬 |
| ⑤　事業実施（委託）期間 | ８月上旬～令和５年３月15日 |

# Ⅶ　受託者決定後の契約について

県と受託者との間で、仕様書の内容等を協議のうえ、契約事務を取り進めます。
したがって、当初提出していただいた見積書の額が契約額とならない場合があります。

## １　契約保証金

契約金額の100分の５以上の額とします。ただし、免除となる場合があります。

## ２　契約となった場合の委託料の支払方法

原則精算払いです。ただし、事業の執行計画等に応じて、部分払、前金払が可能となる場合があります。

## Ⅷ　問合せ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室　連携協働担当（担当者：佐藤）
住　所　　〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10－１（県庁11階）
電　話　　019-629-5198（直通）
ＦＡＸ　　019-629-5354
Ｅメール　AC0006@pref.iwate.jp